

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成27年7月8日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500070号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500021号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年7月14日は38万円、平成20年12月25日は37万2,000円に訂正することが必要である。平成20年7月14日及び平成20年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。事業主が請求者に係る平成20年7月14日及び平成20年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、請求者のA社における平成20年7月14日及び平成20年12月25日の標準賞与額を、39万円に訂正することが必要である。平成20年7月14日及び平成20年12月25日の標準賞与額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年7月  
② 平成20年12月

A社において、平成20年7月及び平成20年12月に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

賞与支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する賞与支払明細書から、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者が所持する賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は38万円、請求期間②は37万2,000円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、A社の回答から、請求期間①は平成20年7月14日、請求期間②は平成20年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 20 年 7 月 14 日及び平成 20 年 12 月 25 日に支払われた賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、上記の賞与支払明細書によると、請求者が平成 20 年 7 月 14 日及び平成 20 年 12 月 25 日に係る標準賞与額 39 万円に相当する賞与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

以上のことから、請求者の A 社における平成 20 年 7 月 14 日及び平成 20 年 12 月 25 日の標準賞与額を 39 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500014号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500022号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年1月1日から昭和59年12月21日に訂正し、昭和59年12月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和59年12月21日から昭和60年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年12月21日から昭和60年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年12月21日から昭和60年1月1日まで

私は、昭和59年12月21日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の取得年月日は昭和60年1月1日となっている。請求期間に係る給与明細書を所持しており、厚生年金保険料も控除されているので、昭和59年12月21日を資格取得日として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答により、請求者がA社に昭和59年12月21日から継続して勤務していたことが確認できる。

そして、請求者から提出された給与明細書によると、昭和60年1月度給与(支給対象期間:昭和59年12月21日から昭和60年1月20日まで)が、A社から支払われ、当該給与から昭和59年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬額から、26万円とすることが必要である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、A社は昭和60年1月1日に厚生年金保険法に定める任意包括適用事業所として適用されており、請求期間は強制適用事業所となっていない。しかし、同社の商業登記簿謄本(昭和59年9月21日会社成立)、請求期間当時の同社の定款、同社の当時の状況についての回答及び、日本年金機構の回答から、同社は、請求期間に強制適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和59年12月21日から昭和60年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料

についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500015号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500023号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年1月1日から昭和59年12月21日に訂正し、昭和59年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和59年12月21日から昭和60年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年12月21日から昭和60年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年12月21日から昭和60年1月1日まで

私は、昭和59年12月21日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の取得年月日は昭和60年1月1日となっている。調査の上、昭和59年12月21日を資格取得日として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、社員人事記録票及び事業主の回答により、請求者がA社に昭和59年12月21日から継続して勤務していたことが確認できる。

そして、請求者の同僚が所持する給与明細書によると、昭和60年1月度給与(支給対象期間:昭和59年12月21日から昭和60年1月20日まで)が、A社から支払われ、当該給与から昭和59年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社は、「請求者に昭和60年1月に支払った給与から、請求期間の厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和59年12月の標準報酬月額については、請求者のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、A社は昭和60年1月1日に厚生年金保険法に定める任意包括適用事業所として適用されており、請求期間は強制適用事業所となっていない。しかし、同社の商業登記簿謄本(昭和59年9月21日会社成立)、請求期間当時の同社の定款、同社の当時の状況についての回答及び日本年金機構の回答から、同社は、請求期間に強制適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和59年12月21日から昭和60年1月1日までの期間について、請求者の厚生年

金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500009号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500024号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、請求期間のうち、平成15年7月11日、平成15年12月12日、平成16年7月9日、平成16年12月10日、平成17年7月8日、平成17年12月9日、平成18年7月7日、平成18年12月8日、平成19年7月6日、平成19年12月7日、平成20年7月11日、平成21年7月10日、平成21年12月11日の標準賞与額については、別添<別表1>の標準賞与額に訂正することが必要である。これら訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA社における標準賞与額を、請求期間のうち、平成16年12月10日、平成18年12月8日、平成19年7月6日、平成19年12月7日、平成20年7月11日、平成21年7月10日、平成21年12月11日の標準賞与額については、別添<別表2>の標準賞与額に訂正することが必要である。これら訂正後の標準賞与額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年7月  
⑥ 平成17年12月  
⑦ 平成18年7月  
⑧ 平成18年12月  
⑨ 平成19年7月  
⑩ 平成19年12月  
⑪ 平成20年7月  
⑫ 平成20年12月  
⑬ 平成21年7月



⑭ 平成 21 年 12 月

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が無い。所持している賞与支払明細書からは厚生年金保険料が控除されているので、年金額に反映するよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。また、年金額に反映しなくても事実即した標準賞与額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A社からの回答書及び請求者が所持する賞与支払明細書から、請求者は、請求期間のうち、請求期間①から⑩までの期間、請求期間⑬及び請求期間⑭において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、請求期間①から⑩までの期間、請求期間⑬及び請求期間⑭の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記のA社からの回答書及び請求者が所持する賞与支払明細書において確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが必要である。

さらに、上記期間の賞与支給日については、A社からの回答から、〈別表1〉のとおりとすることが妥当である。

なお、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A社からの回答書及び請求者が所持する賞与支払明細書から、請求者は、請求期間のうち、請求期間④は標準賞与額 39 万 5,000 円、請求期間⑧は標準賞与額 36 万円、請求期間⑨は標準賞与額 33 万 3,000 円、請求期間⑩は標準賞与額 38 万円、請求期間⑪は標準賞与額 33 万 3,000 円、請求期間⑬は標準賞与額 28 万円、請求期間⑭は標準賞与額 17 万円に相当する賞与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

しかしながら、A社からの回答書及び請求者が所持する賞与支払明細書から、請求者は、当該期間において、当該賞与に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、〈別表2〉のとおり訂正することが必要である。

なお、これらの請求期間に係る標準賞与額（厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑫について、A社から提出された平成20年6月1日から平成21年5月31日までの「総勘定元帳」の写しによると、平成20年夏期に係る賞与の記録は確認できるものの、平成20年冬期に係る賞与の記録は見当たらず、当該夏期賞与の合計額は、同社から提出さ

れた、当時、税務署に提出したとする平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの損益計算書に係る製造原価報告書の写しに記載されている賞与額と一致しており、平成 20 年冬期に係る賞与の支払は無かったことが確認できる上、同社は、「平成 20 年 12 月の冬期賞与については、平成 20 年 9 月のリーマンショックによる景気悪化により会社業績が低下したため、従業員全員に支払っておらず、請求者についても支払っていない。当時、請求者は工場長であり、十分に話をした上で決定したものである。」と回答している。

また、請求者は、支払日の記載の無い賞与支払明細書を所持しており、当該賞与支払明細書は請求期間⑫に係る賞与支払明細書であると主張しているが、当該賞与支払明細書をA社に照会したところ、「当該賞与支払明細書は、正規のものではないと考えられる。」と回答している。

さらに、請求期間⑫当時、A社において、厚生年金保険被保険者であった者に平成 20 年冬期に係る賞与の支払について照会したところ、回答があった者は、「平成 20 年 12 月の賞与については、当時、社長から従業員全員に、業績が悪くなったため無い旨の説明があった。」との陳述が得られた。

このほか、請求者の請求期間⑫における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑫に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

<別表 1 >

請求期間	支給日	標準賞与額
請求期間①	平成 15 年 7 月 11 日	32 万円
請求期間②	平成 15 年 12 月 12 日	34 万円
請求期間③	平成 16 年 7 月 9 日	32 万 3,000 円
請求期間④	平成 16 年 12 月 10 日	35 万 6,000 円
請求期間⑤	平成 17 年 7 月 8 日	27 万 3,000 円
請求期間⑥	平成 17 年 12 月 9 日	35 万円
請求期間⑦	平成 18 年 7 月 7 日	31 万 7,000 円
請求期間⑧	平成 18 年 12 月 8 日	35 万 2,000 円
請求期間⑨	平成 19 年 7 月 6 日	32 万 5,000 円
請求期間⑩	平成 19 年 12 月 7 日	35 万 3,000 円
請求期間⑪	平成 20 年 7 月 11 日	31 万 8,000 円
請求期間⑬	平成 21 年 7 月 10 日	26 万 1,000 円
請求期間⑭	平成 21 年 12 月 11 日	15 万 5,000 円

<別表 2 >

請求期間	支給日	標準賞与額
請求期間④	平成 16 年 12 月 10 日	39 万 5,000 円
請求期間⑧	平成 18 年 12 月 8 日	36 万円
請求期間⑨	平成 19 年 7 月 6 日	33 万 3,000 円
請求期間⑩	平成 19 年 12 月 7 日	38 万円
請求期間⑪	平成 20 年 7 月 11 日	33 万 3,000 円
請求期間⑬	平成 21 年 7 月 10 日	28 万円
請求期間⑭	平成 21 年 12 月 11 日	17 万円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500115号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500026号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成21年9月1日から平成23年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成23年5月までの標準報酬月額については、24万円から44万円とする。

平成21年9月から平成23年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月から平成23年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年5月1日から平成23年6月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額と異なっている。支払依頼票及び源泉徴収票などを提出するので、請求期間を保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成21年9月1日から平成23年6月1日までの期間については、請求者が保管するA社の支払依頼票により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(24万円)を超える報酬月額(45万円)の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(44万円)に見合う厚生年金保険料(3万4,549円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記支払依頼票で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年9月から平成23年5月までの期間について、「請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び算定基礎届を年金事務所(平成21年12月31日までは社会保険事務所)に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については時効分を除き納付した。」としているが、当該期間について、支払依頼票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない。このことから、事業主は、支払依頼票で確認できる報酬月額又

は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行うことができず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成 21 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記支払依頼票により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（24 万円）を超える報酬月額（45 万円）の支払を受けていたことが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料（1 万 7,995 円）に見合う標準報酬月額（24 万円）が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（24 万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500027号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500025号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、平成12年9月30日となっている。しかし、私が同社を退職したのは平成12年9月30日であり、資格喪失日は平成12年10月1日となるべきであるので、同日を資格喪失日として記録を訂正し、請求期間を保険給付の計算の基礎となる期間にしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に、平成12年9月30日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は、平成12年9月29日であることが確認でき、請求者が保管する「平成12年度市民税・県民税賦課変更明細書」に記載された退職等異動年月日についても、同日であることが確認できる。

また、A社は、「請求者の請求期間の在籍及び保険料控除については、確認できる資料が無いため不明である。」と回答している上、請求期間前後に厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、請求者の同社における請求期間の勤務実態は確認できなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。